

荻窪法人会は荻窪税務署管内の法人企業の有志が集う会です
法人会は「よき経営者をめざすもの団体」がスローガンですが「地域に根ざした社会貢献」にも力を注いでいます
この荻窪法人会の広報誌はどなたでも無料購読できます

よき経営者をめざすもの団体
東法連提唱「社会貢献」一人ひとりの力は小さくても
みんなの自覚をもって一人ひとつできることから

法人会
消費税期限内納付
推進運動

OGIKUBO

www.ogikubohojinkai.jp

MAY
2026

荻窪法人会 225

OGIKUBOHŌJINKAI



よき経営者をめざすものの団体 それが法人会です

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会のお役に立ちたい。そんな経営者の皆さんを支援する全国組織、それが法人会です。現在、約82万社の会員企業、41都道府県に441の単位会を擁する団体として大きく発展しています。あなたに近く、社会と広く。どこまでも人を中心に、さまざまな活動を展開する法人会。税のオピニオンリーダーとしての貢献はもとより、会員の研鑽を支援する各種の研修会、また地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。健全な納税者の団体、よき経営者をめざすものの団体 … これが法人会です。

CONTENT

- 3 令和7年度 会員増強運動を終えて
 - 水島隆明／組織委員長

- 4 新入会員研修（歓迎）会
 - 柴田豊幸／公益社団法人荻窪法人会 会長
 - 水島隆明／公益社団法人荻窪法人会 組織委員長
 - 小山朋／荻窪税務署 副署長

- 6 新入会員研修（歓迎）会に出席された方々
新入会員名簿

- 10 [令和7年度]
各ブロックの春季研修会レポート

- 13 春季特別講演会
「起笑転結プレゼン術
～聞き手の心をつかむ、笑いと構成の法則～」

- 14 令和8年 全法連 税制セミナー参加のご報告
税理士 小林誉光

- 15 e-Tax 推進税理士事務所一覧

- 16 税制委員会より
令和8年度 税制改正大綱

- 18 源泉部会の活動紹介

- 19 税務コーナー

- 21 支部・ブロック・委員会・部会からの報告
 - 研修委員会
 - 厚生事業委員会
 - 源泉部会
 - 女性部会
 - 厚生事業委員会
 - 第1ブロック
 - 第3ブロック
 - 第4ブロック



© 絵葉書屋

表紙について

善福寺公園は、武蔵野の面影を残す自然豊かな公園です。春になると善福寺池の周囲に桜が咲き、静かな水辺とやわらかな花の色が美しい景観をつくります。散策路も整備され、地域の人々が季節の移ろいを感じながら花見や散歩を楽しめる、杉並を代表する桜の名所です。

組織委員会

令和7年度

会員増強運動を終えて

皆様に感謝、優秀賞受賞

荻窪法人会会員の皆様におかれましては、日頃より組織委員会の活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

10月から11月の会員増強月間におきましては、新たに16会員の皆様にご入会いただきました。これにより、年間目標67会員増強に対し、これまでに62会員の皆様にご入会いただき、達成率は90%となりました。また、稼働法人数1885社に対する加入率は70.5%となり、引き続き高い組織率を維持しております。ご入会いただいた皆様、そしてご紹介をいただいた会員の皆様に、改めて厚く御礼申し上げます。

さらに先日、全法連の組織委員会において、荻窪

支部別加入率
(2026年3月31日現在)

	支部	稼働数	会員数	加入率
BLOCK 1	2	129	88	68.2%
	3	180	110	61.1%
	4	167	86	51.5%
	5	68	63	92.6%
	計	544	347	63.8%
BLOCK 2	6	153	96	62.7%
	7	130	74	56.9%
	8	210	95	45.2%
	計	493	265	53.8%
BLOCK 3	11	158	97	61.4%
	13	56	60	107.1%
	14	114	106	93.0%
	15	190	162	85.3%
	計	518	425	82.0%
BLOCK 4	16	74	59	79.7%
	17	77	57	74.0%
	18	110	79	71.8%
	19	185	114	61.6%
	20	130	91	70.0%
	計	576	400	69.4%
BLOCK 5	21	68	40	58.8%
	22	83	84	101.2%
	23	96	61	63.5%
	24	129	113	87.6%
	25	166	142	85.5%
	計	542	440	81.2%
事務局			8	
合計		2,673	1,885	70.5%

水島隆明 組織委員長



法人会が令和7年度会員増強表彰の優秀賞を受賞し、その伝達を受けました。これは純増8社が評価されたものであり、全国的に会員数の減少傾向が続く中での成果であります。この結果は、会員増強のみならず、退会防止に向けた取り組みにも多くの皆様のご協力をいただいた賜物であり、心より感謝申し上げます。

次年度におきましては、本年度の成果を礎とし、さらなる会員増強と組織基盤の強化に努めてまいります。引き続き会員の皆様とともに魅力ある法人会づくりを進めてまいりますので、変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



新入会員研修(歓迎)会



令和8年3月19日(木)、西武信用金庫西荻窪支店にて恒例であります組織委員会主催「新入会員研修(歓迎)会」が行われました。来賓には荻窪税務署より小山副署長、齋藤統括官が出席されました。

会長のあいさつ

新会員22名を迎え歓迎会を開催 交流と地域連携のさらなる強化へ

本日はご多忙の中、組織委員会主催の「新会員研修(歓迎)会」にご参加いただき、誠にありがとうございます。

また本日は、ご来賓として荻窪税務署 小山副署長、齋藤統括官には公務ご多用のところ、ご臨席いただき厚く御礼申し上げます。

そして、このたび新しく荻窪法人会にご入会いただきました皆様、誠にありがとうございます。心より歓迎申し上げます。

法人会は、「税のオピニオンリーダー」として、正しい税知識の普及や納税意識の向上を図るとともに、地域社会の発展に貢献することを目的に活動しております。研修会や講演会、地域貢献活動、そして本日のような交流の場を通じて、会員同士のつながりを深めてまいりました。

ここ荻窪は、古くから商業と文化が息づく街であり、多くの企業や商店、そして地域の皆様によって支えられてきた温かい地域です。そうした地域の中で事業を営む私たちにあって、互いに学び合い、支え合うネットワークはますます重要になっています。

感じております。

本日の歓迎会には22名の新会員の皆様にご参加いただいていると伺っております。新会員の皆様には、ぜひ法人会の活動に積極的にご参加いただき、多くの仲間と交流を深めていただきたいと思います。この会が、経営のヒントや新たな出会い、そして地域とのつながりを広げる場となれば幸いです。

本日の研修(歓迎)会が、新会員の皆様と既存会員の皆様との親睦を深める有意義な時間となることを心より願っております。

結びに、皆様の今後ますますのご発展とご健勝を祈念申し上げます。簡単ではございますが、歓迎のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。



柴田豊幸 荻窪法人会会長

交流深まる歓迎の集い

今年の新入会員研修（歓迎）会は、昨年に引き続き、大変賑やかな歓迎会となりました。新入会員22名に加え、既存会員28名が参加し、さらに

荻窪税務署からは小山副署長をはじめ幹部の皆様、ご来賓の皆様にもご臨席いただき、総勢58名で開催することができました。会場には西武信用金庫西荻窪支店をご提供いただき、盛会のうちに新会員歓迎会を実施することができました。山本支店長をはじめ、西武信用金庫の皆様には多大



なるご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

当日は、新入会員の皆様によるご挨拶と自社PRの時間を設けました。「地域の役に立つ事業を展開したい」「普段は一人で仕事をしているため、交流の場を求めている」など、それぞれの思いや期待を伺うことができました。こうしたお声は、私たち荻窪法人会が大切にしている方向性そのものであり、今後も会員の皆様のお役に立てる事業を、より一層充実させていきたいと感じました。

研修会終了後の懇親会では、昨年に引き続き、リストランテ・ドラマティコの重岡様にケータリングでご協力をいただきました。おいしいお食事を囲みながら、会場の各所で交流の輪が広がり、終始和やかで活気あふれるひとときとなりました。時間の経過が惜しまれるほどの、実り多い歓迎会となりました。

税務行政への協力で謝意
荻窪法人会の継続的な支援に感謝

柴田会長はじめ荻窪法人会の皆様には、日頃から税務行政に対しまして深いご理解と多大なるご協力を賜っており、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。また、新会員の皆様におかれましてはご入会おめでとうございます。荻窪の経済の担い手である皆様が新たに歴史ある荻窪法人会に加入されたことを荻窪税務署といたしましても大変心強く感じております。

この後の研修会で荻窪法人会についてのご説明があると伺っていますので、少し被る内容もあるかもしれませんが、荻窪法人会と我々荻窪税務署の馴れ初めを少しだけお話しさせていただくと、戦後間もない時期までは国が税額を決める賦課決定方式でしたがシャープ勧告を経て納税者が自ら計算し申告する申告納税制度に移行しました。戦後の混乱期に新たな制度を根付かせることは至難の業でありましたが、正しい税知識を身に着ける、また普及させようと自主的に結成されたのが法人会の始まりです。ここ荻窪においては昭和24年9月に杉並税務署から荻窪税務署が分割したことを機に昭和25年5月に当署129法人で法人会が設立され、以後、70年以上に渡り荻窪法人会と我々荻窪税務署は二人三脚でこの地の税制というインフラを支え続けてまいりました。

申告納税制度の本質は我々税務当局と納税者の間の信頼にあります。

我々税務当局の使命は納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現することですが、これは皆様のような良き納税者の存在があつて初めて成り立つものです。皆様が今回入会された法人会は単に経営者の集まりというわけではなく、我々税務当局と納税者である企業の間立ち、国税当局とともにその実現を目指す、良きパートナーとしての重要な役割を担っていただいております。近年、経済のデジタル化、国際化が進み、税務を取り巻く環境はかつてないスピードで変化しています。

新会員の皆様におかれましては、歴史ある荻窪法人会のネットワークを存分に活用され、この変化激しい時代に勝ち抜いていただくとともに正しく申告・納税いただくことを期待いたします。我々荻窪税務署といたしまして皆様との対話を大切にしながら、より円滑な税務運営に努める所存です。結びに、この度多数の新会員の皆様を迎えられました荻窪法人会のみならずのご発展と、皆様方のご事業のご繁栄を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

新入会員研修(歓迎)会に 出席された方々

今年も様々な職種の個性豊かな方々が入会いたしました。
ぜひ、法人会に新風を吹き込み、活発な活動を期待いたします。

第1ブロック 第2支部



株式会社洗濯天国

田村 和明

住所 杉並区今川2-23-11

電話 3316-1987

業種 設備機器(コインランドリー機器販売・
開業支援等)

第1ブロック 第2支部



信環境株式会社

澁谷 信行

住所 杉並区下井草2-10-22

電話 6913-5409

業種 はつり・解体工事業

第1ブロック 第3支部



東京丸の内法律事務所

田村 伸吾

住所 千代田区丸の内3-3-1
新東京ビル225区

電話 090-4842-0174

業種 弁護士業

第1ブロック 第5支部



gomakina.com
合同会社

立橋 一史

住所 杉並区今川3-16-13

電話 090-7716-5646

業種 運輸業、情報サービス業

第2ブロック 第6支部



合同会社摘星舎

松崎 充克

住所 杉並区桃井2-19-8-904

電話 090-8433-2372

業種 学習塾・教育・マーケティング支援

第3ブロック 第13支部



太陽生命保険株式会社

佐藤 益巳

住所 杉並区荻窪2-29-9

電話 080-3513-3777

業種 保険業

第3ブロック 第13支部



株式会社
Self-Discovery

宇田川 祐美子

住所 杉並区天沼2-5-1-103

電話 090-6704-2340

業種 不動産賃貸業・飲食店経営

第3ブロック 第14支部



GK総合法律事務所

小澤 亜季子

住所 杉並区阿佐谷南1-8-5-4F

電話 6820-5106

業種 弁護士

第3ブロック 第14支部



合同会社LE-TRADE

渡邊 郡臣

住所 杉並区桃井2-16-24

電話 6915-0559

業種 中古カメラ中心のオンラインショップ
及び店舗での買取業

第3ブロック 第14支部



合同会社リトルフィールド

小野 孝幸

住所 杉並区下井草4-9-2

電話 080-3065-7855

業種 コンサルティング業

第3ブロック 第14支部



IZUMI

泉 謙治

住所 杉並区天沼3-17-15-301

電話 090-1834-6156

業種 建設業

第3ブロック 第14支部



合同会社クエスト

叶 祥子

住所 杉並区高円寺南3-10-17

電話 080-3090-2327

業種 人材育成、組織開発、
ビジネスコーチング



小山副署長によるごあいさつ

第3ブロック 第15支部



株式会社エイトバルーン

山田 貴則

住所 杉並区上荻1-24-18
電話 5335-9810
業種 インターネット広告事業

第3ブロック 第15支部



栗村慶一税理士事務所

栗村 慶一

住所 杉並区上荻2-18-5
電話 6691-8395
業種 税理士

第4ブロック 第16支部



中重国際特許商標事務所

中重 善文

住所 杉並区西荻南2-15-18
電話 090-7170-9470
業種 弁理士事務所

第4ブロック 第17支部



養正軒合同会社

柴崎 百合佳

住所 杉並区西荻南3-12-1 A8-2F
電話 3331-8308
業種 飲食業

第4ブロック 第17支部



角田佳瑞彰
建築設計事務所

角田 佳瑞彰

住所 武蔵野市吉祥寺東町4-16-2
電話 0422-27-6644
業種 建築設計

第4ブロック 第18支部



都民ファーストの会
鈴木ゆか後援会

鈴木 由佳

住所 荻窪4-20-18
電話 070-3527-0755
業種 政治団体

第4ブロック 第19支部



大樹生命保険株式会社

笠嶋 はな

住所 三鷹市牟礼2-8-20
電話 090-4549-4342
業種 生命保険業

第5ブロック 第22支部



rooMake株式会社

張 亨先

住所 杉並区松庵3-40-8-201
電話 090-3735-1141
業種 インテリアコーディネート事業

第5ブロック 第24支部



家樹株式会社

田代 隆浩

住所 千代田区三番町24-14-1F
電話 050-3628-3844
業種 家系図作成・先祖調査・
土地歴史調査

第5ブロック 第25支部



株式会社ステイドリーム

浅賀 啓太

住所 千代田区神田小川町1-8-3-703
電話 5776-2593
業種 人材サービス

NEW MEMBER
2026

新入会員名簿

令和8年3月31日現在

支部	法人名	代表者名	所在地	電話	業種
第1ブロック					
2	(株)洗濯天国	田村 和明	杉並区今川2-23-11	3316-1987	設備機器(コインランドリー機器販売・開業支援等)
2	(有)吉田美術工藝 鳥取支社	吉田 直文	杉並区井草1- 2-10-405	0858-22-5437	—
2	信環境(株)	澁谷 信行	杉並区下井草2-10-22	6913-5409	はつり・解体工事業
3	合同会社Onizuka Total Security	鬼塚 千尋	杉並区井草2-35-12- 4	070-8326-0790	経営コンサルタント業
3	東京丸の内法律事務所	田村 伸吾	千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル225区	090-4842-0174	弁護士業
第2ブロック					
5	gomakina.com合同会社	立橋 一史	杉並区今川3-16-13	090-7716-5646	運輸業、情報サービス業
6	合同会社 摘星舎	松崎 充克	杉並区桃井2-19- 8-904	090-8433-2372	学習塾・教育・マーケティング支援
6	合同会社BALDEVI INTERNATIONAL	SHRESTHA BIMAL	杉並区桃井1-3-10-201	6279-9621	飲食店、不動産業、人材紹介
8	合同会社セカンドファクター	中村 駿太	杉並区西荻北5-15- 3	080-2043-7617	サービス業
8	(株)小林	小林 幹直	杉並区西荻北3-7-9-101	080-2262-1705	システム開発
8	炭火串焼 よしゑ	高橋 典之	杉並区西荻北4-5-30-101	090-7173-0145	飲食業
8	キッチンキャロット	吉田 哲也	三鷹市新川4-25 新川島屋敷通り16号棟103	090-1795-2539	飲食業
第3ブロック					
13	太陽生命保険株式会社	佐藤 益巳	杉並区荻窪2-29-9	080-3513-3777	保険業
13	(有)矢島ビルサービス	矢島 康雄	草加市松原1-7-13-706	080-3697-8557	サービス業
13	(株)Self-Discovery	宇田川 祐美子	杉並区天沼2-5-1-103	090-6704-2340	不動産賃貸業・飲食店経営
13	YAH サービス	山下 明	横浜市磯子区滝頭1-5-27 アムズヒル蒔田501	045-752-4891	サービス業(マンション清掃)
13	(株)Embody Image	木村 健一	杉並区高円寺南2-20-8	6878-0318	飲食業
14	GK総合法律事務所	小澤 亜季子	杉並区阿佐谷南1- 8- 5-4F	6820-5106	弁護士
14	(株)ファイブ-セル東京	三輪 等	鹿児島市西千石町1-30-802	090-9013-6648	小売卸業
14	マトレイン(株)	黒田 翔介	杉並区松庵3-39- 5	090-6563-3010	教育・サービス
14	—	山崎 智由	杉並区桃井1-25-15-101	080-3544-8789	業務委託
14	合同会社LE-TRADE	渡邊 郡臣	杉並区桃井2-16-24	6915-0559	中古カメラ中心のオンラインショップ 及び店舗での買取業
14	もつ鍋牛串虎次郎	山口 健一	杉並区荻窪5-23- 4	6279-9992	飲食店
14	合同会社クエスト	叶 祥子	杉並区高円寺南3-10-17	080-3090-2327	人材育成、組織開発、 ビジネスコーチング
14	合同会社リトルフィールド	小野 孝幸	杉並区下井草4-9-2	080-3065-7855	コンサルティング業
14	IZUMI	泉 謙治	杉並区天沼3-17-15-301	090-1834-6156	建設業

新入会員名簿

令和8年3月31日現在

支部	法人名	代表者名	所在地	電話	業種
15	(株)エイトバルーン	山田 貴則	杉並区上荻1-24-18	5335-9810	インターネット広告事業
15	(株)ジェイアイシー	中山 雅寛	新宿区西新宿3-2-11-2F	5321-3373	保険代理業
15	(株)メディカルジョイ	柴崎 伸治	杉並区西荻北3-31-13-102	6454-7090	整骨院
15	栗村慶一税理士事務所	栗村 慶一	杉並区上荻2-18-5	6691-8395	税理士
15	合同会社エーエスパーク	中原 健	杉並区高円寺北3-25-24-201	090-3574-2930	飲食業
第4ブロック					
16	中重国際特許商標事務所	中重 善文	杉並区西荻南2-15-18	090-7170-9470	弁理士事務所
17	角田佳瑞彰建築設計事務所	角田 佳瑞彰	武蔵野市吉祥寺東町4-16-2	0422-27-6644	建築設計
17	養正軒合同会社	柴崎 百合佳	杉並区西荻南3-12-1A8-2F	3331-8308	飲食業
17	(株)フィクス	石井 陽	杉並区宮前3-9-27	080-5414-5623	建設業
18	Trattoria SPEAKEASY	安倍 雄太	杉並区西荻南3-8-10-1F	080-4424-2670	飲食業
18	都民ファーストの会 鈴木ゆか後援会	鈴木 由佳	杉並区荻窪4-20-18	070-3527-0755	政治団体
18	(有)シーレ	伊藤 毅	杉並区今川3-5-11	6454-7550	不動産業
19	—	秦 英二	杉並区久我山3-15-12-401	090-4823-2266	不動産賃貸業
19	小宮あんり事務所	小宮 あんり	杉並区成田東3-3-17-101	5378-0611	政治団体
19	大樹生命保険(株)	笠嶋 はな	三鷹市牟礼2-8-20	090-4549-4342	保険業
20	柿沼真由子司法書士事務所	柿沼 真由子	武蔵野市吉祥寺本町2-8-4	050-3158-2420	司法書士
20	SHINO BONHEUR MOMENT	石塚 しのぶ	杉並区久我山5-7-19-201.301	5941-9788	鍼灸エステ
20	—	齋藤 雅司	杉並区上荻4-14-71	090-8346-9725	サービス業
20	(有)HOT WIRE GROUP	佐久間 弘子	杉並区高円寺南4-40-20	3313-5589	デザイン、イベント制作、店舗経営等
20	(株)スギモリ	芳川 洵	杉並区宮前4-31-1	5344-9388	獣医業・動物病院
第5ブロック					
22	rooMake(株)	張 亨先	杉並区松庵3-40-8-201	090-3735-1141	インテリアコーディネート事業
22	ねころも	金子 裕明	杉並区西荻北2-5-11-203	070-8457-4580	リラクゼーション
23	ドッグリサーチ(株)	亀井 あやめ	杉並区荻窪4-7-12	6383-5116	サービス業(犬のしつけ)
24	家樹(株)	田代 隆浩	千代田区三番町24-14-1F 三番町ABCビル	050-3628-3844	家系図作成・先祖調査・ 土地歴史調査
25	(株)Ritona	島田 千津子	杉並区上荻2-17-10-102	5335-7284	音楽教室、カフェ
25	サマライズ	長谷目 耕一	杉並区南荻窪4-44-8-206	080-9447-8999	デザイン・映像コンテンツ制作業
25	(株)フェローズ	松本 光博	渋谷区恵比寿西1-7-7-5F	5728-5580	WEB&デジタルコンテンツ
25	(株)ステイドリーム	浅賀 啓太	千代田区神田小川町1-8-3-703	5776-2593	人材サービス
26	全国ビジネス企業年金基金	宮原 一也	岡山市北区厚生町3-1-15-2F	086-231-4830	確定給付企業年金

BLOCK

REPORT SPRING

[令和7年度]

各ブロックの 春季研修会レポート

令和7年度、第1～5ブロックの春季研修会が行われました。
今回も各ブロックの参加者からのレポートを掲載いたします。
次の研修会へ参加をご検討されている方はご参考してください。

第1ブロック	令和8年3月11日（水）	企業で使える「ChatGPT」活用セミナー（応用編）
第2ブロック	令和8年2月12日（木）	健康セミナー～これからの豊かな人生設計のために～
第3ブロック	令和8年2月17日（火）	生成AIの動向と中小企業における活用について
第4ブロック	令和8年2月24日（火）	戦後80年 戦争と被爆体験
第5ブロック	令和8年2月26日（木）	街と美術館－生活の中の美術

第1ブロック春季研修会

ChatGPT活用セミナー開催
業務効率化に向けた実践知識を共有

第1ブロック

令和8年3月11日（水）午後5時～法人会2階会議室とZoomにおいて「第1ブロック春季研修会」が20名（内Zoom5名）の参加で開催されました。矢島研修副委員長の司会のもと、新井ブロック長にご挨拶をいただき、研修会が始まりました。

講師は昨年に引き続き株式会社ナイツ代表取締役野中栄一様をお迎えし、『企業で使える「ChatGPT」活用セミナー（応用編）』というテーマでお話いただきました。昨年のおさらいで基礎的なChatGPTのダウンロード方法や操作方法をお教えた後、今回は実際に詳しい活用方法をお教えたいただきました。ChatGPTを使いこなすためのヒントとして、具体的な質問方法・役割

の設定・出力形式の指定等をお教えたいただき、とても勉強になりました。また、マイGPTやAIIOCRとRPAを組み合わせた作業の自動化等、様々な機能や使い方があふれる事もお教えたいただき、今後に活かしていきたいと思いました。

研修会後には懇親会が開催され、加藤副会長の乾杯の挨拶で懇親会がスタートし、美味しい今半のお弁当をいただきながら、楽しいひと時となりました。最後に斎藤副ブロック長に中締めをしていただきお開きとなりました。



第2ブロック春季研修会

西武信用金庫杉並営業部内暮らしの相談センター
暮らしの相談センター長 熊谷真理子

健康セミナー「これからの豊かな人生設計のために」

令和8年2月12日（木）第2ブロック春季研修会として、荻窪法人会様との共同開催による「健康セミナー」を実施いたしました。中高年の会員さまにとって関心の高い「健康」をテーマに、食生活の改善や塩分管理、ナトリウムとカリウムのバランス、野菜摂取の重要性などを多角的に学びました。

健康チェックコーナーでは・血管年齢測定（簡易測定器で自身の血管年齢を確認）・ペジチェック（手のひらをかざし、野菜摂取量の過不足を数値化）を実施。ご自身の測定結果に一喜一憂しながら、生活習慣を振り返る良い機会として大変な賑わいを見せました。

セミナー終了後は地元荻窪のレストランによるイタリアン・ケータリングを楽しみながらの



交流会を行いました。美味しい料理を囲みながら、法人会会員の皆さまと西武信用金庫職員との間で活発な情報交換が行われ、親睦を深める大変有意義な時間となりました。

今後も地域の皆さまのビジネスを支える活動を続けてまいります。次回もよろしくお願いたします。

第3ブロック春季研修会

第3ブロック

生成AI活用セミナー開催 中小企業における実践活用を学ぶ

令和8年2月17日（火）午後6時～法人会2階会議室とZoomにおいて「第3ブロック春季研修会」が39名（内Zoom5名）の参加で開催されました。江島副ブロック長の司会のもと、矢澤ブロック長にご挨拶をいただき、いよいよ研修会がスタートです。

講師は合同会社平山経済研究所代表 平山隆道様をお迎えし、「生成AIの動向と中小企業における活用について」というテーマでお話いただきました。実演いただきましたから、AIの使い方を詳しくお教えいただきました。例えば画像の生成、契約書の要約や不備の確認、ゲームの作成等について、ChatGPT（OpenAI）・Claude（Anthropic）。



Gemini（Google）を使い分けながら、実際に作成いただく過程を見る事もでき、大変勉強になりました。

研修会後には懇親会が開催され、長田副ブロック長の乾杯の挨拶で懇親会がスタートし、美味しいお料理をいただきながら、楽しいひと時となりました。最後に岡副ブロック長に中締めをしていただきお開きとなりました。

第4ブロック春季研修会

第4ブロックブロック長 中川一

戦後80年 戦争と被爆体験

令和8年2月24日(火)に荻窪法人会2階会議室に於いて第4ブロック春季研修会が開催されました。「戦後80年 戦争と被爆体験」というテーマで、杉並光友会 原爆被爆者の会の久保田朋子さんを講師にお招きし、お話をいただきました。

今年には戦後80年ということもあり、戦争体験者からお話を伺うことを思い立ち、偶然仕事で知り合った方にお願いすることができました。

久保田朋子さん(昭和12年生まれ)は杉並区にお住まいです。現在原爆被害者の会である「杉並光友会」の会長でもあります。



昭和20年3月、練馬区在住中に東京大空襲に遭い、それをきっかけに祖母のいる広島へ避難、そこで運命の8月6日を迎えることになりました。

当時8歳という幼い久保田さんの目には、体験者でなければ

わからない、恐ろしい惨状が焼き付けられています。戦後すぐにかん口令が布かれ、被爆者自身も無知からの差別に怯え、その惨劇が語られるようになるまでは戦後十数年経つてからのことでした。久保田さんも平成に入ってから光友会に入りました。

証言活動を行う中で、小学生に「火傷していないんだ」と驚いたように言われたことに、原爆の恐ろしさが部分的に切り取られて伝わっていることを嘆かわしく感じるとともに「心に火傷しているのよ」という慈愛に満ちた答えを返されたことが印象深く残りました。

いまだに喉が渴けば川べりで熱傷に苦しむ顔や声を思い出すという久保田さんは、その後1度も広島に行っていない、行かれないそうです。「戦争ははずると始まりずるずると終わらない」という言葉に、奇しくも講演当日がちょうどウクライナ侵攻4年目を迎えたことがオーバーラップしていきました。

現在でも戦争、紛争が全く絶えない現実には、他人事とせず向き合うことの大切さを学ばせてもらいました。

第5ブロック春季研修会

第5ブロック副ブロック長 吉田洋之

東京都美術館館長 高橋明也氏を迎えて

令和8年2月26日(木)に第5ブロック春季研修会が開催されました。東京都美術館館長の高橋明也氏を講師にお迎えし、「街と美術館ー生活の中の美術」というテーマでお話をいただきました。

1960年代半ば、パリの街中で「あつ、サルトルだ。写真撮ってきなさい」と父から言われて撮った写真がこちらです……と話した館長は当時十二歳。40日かかった船旅をようやく終えて辿り着いた先のパリで、少年は目をさらさら輝かせながら街ゆく人々や街路を写真に収めていたに違いない。講演会では当時の貴重な写真が惜しげなく次々に披露されていき、法人会館に集まった参加者たちの目を釘づけにしました。少年は二十

年後、再びパリに渡ってオルセー美術館の立ち上げメンバーに加わり、その後、三菱一号館美術館初代館長に就任、フランス芸術文

化勲章シユヴァリエを受勲するなど、華々しい経歴をお持ちの高橋館長の講演会は大盛況。文化・芸術に造詣の深い会員の心に深く刻まれました。ちょうど講演会前日に発表されたルーヴル美術館の新館長クリストフ・ルリポーは高橋館長と親交が深く、今秋国立新美術館で開催予定の『ルーヴル美術館展』が楽しみです。



令和7年度 荻窪法人会 春季特別講演会

起笑転結 プレゼン術

聞き手の心をつかむ、笑いと構成の法則。

講師

ペナルティヒデ(芸人)



春季特別講演会に141名参加
笑いで学ぶプレゼン術に会場沸く

令和8年3月6日(金)午後6時から
ワイム貸会議室 荻窪に於いて、研修委
員会主催の春季特別講演会が開催され
ました。当日は141名の多くの方々
にご参加いただきました。

今年の春季特別講演会は、芸人のペナ
ルティヒデ氏を講師にお迎えし、「起笑
転結プレゼン術」聞き手の心をつかむ、
笑いと構成の法則」というテーマでご
講演いただきました。

会場の皆様が巻き込む素晴らしいトー
ク力には脱帽いたしました。その場でし
か聞けない芸能界のお話やヒデ氏のプレ
ゼン術のノウハウ等、とても貴重なお話
を聞く事ができ、大変楽しく、素晴らし
い講演会でした。



令和8年2月16日、新宿のハイアットリージェンシー東京にて税制セミナーが開催されました。法人会税制委員会では、各法人会の「税に関する要望」を取りまとめ、「秋の法人会全国大会（税制改正要望大会）」において税制改正要望を発表するとともに、中小企業者の声として国に対して要望しています。税制改正の内容は、私たち法人会の会員の要望が少しずつ実現してきた「成果」ということができます。毎年の税制改正の項目のタイトルを見ることで、税を通して「国がどのような方向に向かっているか」を知ることができると感じます。講演の目次タイトルから、皆さんも税制改正の方向性を感じ取っていただけると幸いです。

〈第一講座〉「令和8年度税制改正（案）について」

【講師】財務省大臣官房審議官 中島朗洋氏

「令和8年度税制改正の概要」



【1】物価高への対応（いわゆる「年収の壁」）中低所得者への配慮し、幅広く基礎控除の上乗せを実施。全納税者にとって所得税負担が生じる水準が178万円以上に

【2】「強い経済」の実現に向けた対応「大胆な設備投資促進税制」

「租税特別措置の適正化、政策効果の強化」
①研究開発税制、②賃上げ促進税制の見直し

（廃止へ）、③住宅ローン控除など

「資産運用立国の更なる推進」

NISAのつみたて投資枠を0～17歳に拡充

【3】税負担の公平の確保に向けた是正

「極めて高い所得の負担見直し」

「1億円の壁」に対する不公平感の是正による適用税率の引き上げと控除額の引き下げ

「国内外を通じた公平性の確保」

国境を越えた電子商取引に係る消費税の適正化の実施

【4】自動車関係諸税の総合的な見直し（自動車重量税）エコカー減税の達成要件の引き上げ

【5】国際課税

グローバルミニマム課税についての国際合意による見直し

【6】その他の税制上の諸問題

「インボイス導入に伴う経過措置」「ひとり親控除の引き上げ」

【8】揮発油税等の当分の間税率廃止をはじめとした諸施策の実施に係る財源確保

①高所得者の負担の見直しや教育資金一括贈与の贈与税非課税制度の廃止による財源確保

②観光施策の充実を目的とした「国際観光旅客税1,000円⇒3,000円」、

③「防衛力の強化」として「防衛特別所得税（令和9年から）の導入（復興特別所得税2.1%⇒1.1%に引き下げたうえで防衛特別所得税1%を導入）」

〈第二講座〉「税と社会保障の一体改革に向けての課題」

【講師】土居丈朗氏



社会保障給付の将来見通しでは、2040年では「医療」と「介護」分野で大幅な増加が予測される。「医療」において、日本は人口比で病床数が多いことや入院期間が長いこと、そして外来の受診回数も多い特徴がある。新たな地域医療構想を実現すべきである。

税制においては、「年収の壁問題」と所得税の計算の仕組みと所得控除の税負担軽減効果の問題点（高所得者ほど軽減効果が大い）を指摘したうえで、「給付付き税額控除」の制度設計の提案がなされました。

消費税減税の問題点について、消費税の負担率よりも社会保険料の負担率のほうが重い点を指摘したうえで、高齢世代は所得税負担がほとんどないことから、現役世代に負担が集中する問題点や、法人税と所得税による

所得課税偏重は経済成長を阻害しやすい欠点があります。

インフレになれば、国債の実質的な返済負担が減る（インフレ税）について、誰が損して誰が得するかを事前に予測不能であり決めることができない。これは租税法律主義に反する。どの税を国民に課すかについて、世代間の負担が偏らないように検討すべきである。



e-Tax推進税理士事務所について

e-Tax利用向上を目指し、東京税理士会荻窪支部の先生方全員にアンケートを実施しました。
その結果多数の先生方から「e-Tax推進税理士事務所」として会報掲載に承諾をいただきました。

日頃は法人会活動に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、現在、当法人会活動の大きな目標のひとつにe-Tax普及推進がございます。当法人会では会員企業の70%利用を目標に掲げております。この目標を達成するためには会員皆さまの多大なご理解と同時に税理士先生方のご協力が必要不可欠と考えております。そこで当委員会では、東京税理士会荻窪支部の先生方全員にアンケートを実施しております。

質問内容は「顧客よりe-Tax代理申告・送信利用の依頼が来た時に、依頼通り行なっていただけるか？」更に依頼どおり行うとご回答いただいた先生方に「e-Tax推進税理士事務所として会報に掲載させていただいてもよろしいか？」との問いを発したところ84名の先生方より快く承諾をいただきました。このように税理士会においてもe-Tax普及推進に積極的に取り組んでおられます。そこで会員企業の皆さまにひとつお願いがございます。顧問の先生に「先生、うちの会社次の決算は電子申告でお願いしますよ。」と言っておっしゃっていただけませんか？

顧客である会員企業と実務を担当する税理士の先生方がタッグを組んで初めてe-Taxという行政の合理化が大きく進展していくと思います。何卒皆さま方の尚一層のご理解とご協力をお願いいたします。

税制委員会 (e-Tax担当)

東京税理士会荻窪支部 e-Tax推進税理士事務所 (敬称略)

令和8年5月13日現在

地域	氏名	住所	事務所連絡先	地域	氏名	住所	事務所連絡先
井草	山岡朋枝	井草2-35-12-2-409号グランドメゾン杉並ソーズ	5310-3228	西荻南	河野修兵	西荻南2-9-13	5336-6457
上井草	竹田雄輔	上井草2-25-7上井草グリーンハイツ3-105	6913-8665		中田哲也	西荻南2-19-10美光ビル2階	5941-5690
	久保木浩志	上井草3-31-23 榎野ビル201	5303-4823		小野寺昭市	西荻南2-23-8	3333-4868
下井草	税理士法人稲村会計事務所	下井草3-29-10佐藤ビル302号	5382-2711		内山千枝	西荻南3-8-16-902	3334-5021
	藍野和男	下井草4-1-6	3397-5118		佐山政雄	西荻南3-9-11-501	3333-0221
	田子周一	下井草4-33-12	3395-3343		千葉繁樹	西荻南3-18-14松本ビル2階	050-5527-4372
今川	中村行雄	今川3-8-4	3399-3976		飯沼英男	西荻南4-8-11	5941-8618
	小林滋子	今川3-30-7	5938-5100	久我山	小松原英二	久我山5-7-8	3333-9805
	中場義則	今川4-22-12-504	090-4712-2148		杉本洋子	久我山5-8-23	5370-8518
善福寺	鳥巢修税理士事務所	善福寺1-30-17	3396-3858		新出小百合	久我山5-30-21-302	6327-4282
桃井	古賀雄子	桃井3-6-1-1401	6765-2388		新江洋子	久我山5-36-22-201	3335-7425
西荻北	下島聡司	西荻北2-3-9トラストビル5F	6454-7471	宮前	石原恵子	宮前1-16-23杉並宮前ロイヤルハイツ304号	3334-1305
	馬場義男	西荻北2-3-9コメットビル5階	3394-5922		小松原伸元	宮前4-31-1	5941-9239
	鈴木吉郎	西荻北2-6-6VYS西荻3F	3301-5101		小松原英雄	宮前5-7-19	3331-3266
	福田都介	西荻北2-11-4エクセラリア西荻201号	3397-2770		稲澤聡	宮前5-10-5	3247-7194
	村林秀則	西荻北3-11-3サンコート西荻窪115号室	6423-0566	荻窪	森脇雅子	荻窪2-20-7-504	5397-8026
	梅林邦彦	西荻北3-14-9	3395-0211		永井敏雄	荻窪2-27-11	5397-6115
	廣瀬一俊	西荻北3-20-12グライジオン西荻窪B1	3399-0180		尾崎正俊	荻窪3-47-15第3野村ビル300号	3392-1101
	荒谷美佳	西荻北3-31-13-503号	5303-5781		望月英仁	荻窪4-6-24-201	5347-2945
	青木秀壽	西荻北4-33-17	3390-4313		黒岩民子	荻窪4-12-12 ISHIIレジデンス201	6795-5216
上荻	フォーライフ税理士法人	上荻1-5-2コナロビル6階	3391-6309		伊藤佳江	荻窪4-21-4荻窪ローヤルコーポ104号	3394-1123
	大矢勝昭	上荻1-16-3森谷ビル4階	3391-5588		釜谷彰一	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6006
	小林誉光	上荻1-17-10シフォンエーアンダンテ602	3391-1044		塩谷治道	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6003
	今村千恵子	上荻1-18-12春木家ビル	6915-1303		西村克彦	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6002
	穂坂正積	上荻1-18-14-206	3393-7571		山崎厚税理士事務所	荻窪5-13-6丸新マンション306号室	6699-1758
	コンパスみらい税理士法人	上荻1-21-23	3392-5555		山田真治	荻窪5-13-9-402	080-9891-4783
	小島麻里	上荻1-23-19東神荻窪ビル4F	6913-0520		三好秀胤	荻窪5-14-4武蔵野マンション502	3393-2671
	藤村茂	上荻2-19-18RKKII2階	6231-1701		池田幸弘	荻窪5-16-14カバラビル8階	5335-7981
	小澤俊夫	上荻2-19-18RKKII2階	3391-8731		中村喜一	荻窪5-17-11荻窪スカイレジデンス216	5347-9930
	森田光雄	上荻2-19-18RKKII2階	6874-7851		大島康司	荻窪5-22-12戸田ビル205	5335-7465
	和田実	上荻4-19-22-603	3395-1131		税理士法人茂木会計事務所	荻窪5-25-6	3393-0211
	岡田文乃	上荻4-23-9	3395-3111		青葉総合税理士法人	荻窪5-26-9コスモビル5F	3398-0523
本天沼	小野寺誠税理士事務所	本天沼2-41-8	5303-1680		大澤栄子	荻窪5-26-9シエマ荻窪参番館404	6276-9015
清水	黒川えり	清水1-14-5-302	090-8479-0152		武井成浩	荻窪5-26-9シエマ荻窪参番館904	6765-6376
天沼	桑山務	天沼1-2-3	3398-1316		熊澤眞理子	荻窪5-29-10 本橋ビル305号室	6915-1807
	鯉淵洋行	天沼1-11-13	090-8039-4867		税理士法人あかいけい	荻窪5-30-12グローリア荻窪705	5292-5377
	酒井幸三郎	天沼1-40-6	3392-5455		岩崎智香子	荻窪5-30-12グローリアビル1101号	3392-1178
	池上敬子	天沼1-41-6	5932-5128	南荻窪	永井克宏	南荻窪4-7-9	6317-7249
	篠原あずさ	天沼3-3-2	6794-7334	松庵	税理士法人河合会計事務所杉並事務所	松庵2-17-7	6362-3630
	石澤潔	天沼3-12-19	3398-4910		堀真由美	松庵3-20-11グレイス松庵302	5941-7372
	加藤俊也	天沼3-16-11-202	6795-6800		大槻一弘	松庵3-38-20 KURA松庵305	6795-8420
	井上仁	天沼3-27-2荻窪MTビル1階	3392-4177				
	阿部俊郎	天沼3-32-4フラット荻窪105	080-7111-5295				

令和8年度税制改正大綱 — 法人会の税制改正提言 —

中小企業の少額減価償却資産は40万円まで拡充！

特例承継計画の提出期限も延長される！

政府は、令和7年12月26日に令和8年度税制改正大綱を閣議決定いたしました。法人会が提言していた、中小企業に対する少額減価償却資産の特例措置については、取得価格要件が40万円未満に引き上げられ、特例承継計画の提出期限も緩和されました。インボイス制度導入に伴う免税事業者や小規模事業者に対する経過措置も緩和されることになりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■少額減価償却資産の特例

中小企業者等の少額減価償却資産について、減価償却資産の取得価額は30万円未満から40万円未満に引き上げられます。

■特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、特定生産性向上設備等に該当するものを取得等した場合に、即時償却又は税額控除が選択適用できます。（※取得価額の合計が中小企業で5億円以上）

■賃上げ税制

①大企業向け 令和8年3月31日で廃止されます。
②中堅企業向け 常時使用する従業員の数が2,000人以下である法人向けの措置は、適用期限である令和9年3月31日で廃止されます。令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度については、適用条件となる継続雇用者比較給与等支給額の増加割合を3%から4%に引き上げ、税額控除率の上乗せは、増加割合5%以上の場合に5%の加算、増加割合6%以上の場合には15%の加算とされます。また、教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止

所得税・住民税関係

■基礎控除等の改正

①基礎控除及び給与所得控除 基礎控除104万円と給与所得控除74万円を合わせて、給与所得者であれば収入178万円までは、所得税がかからなくなりました。収入金額に応じた基礎控除は次のとおりです。

給与収入	基礎控除
665万円以下	104万円
850万円以下	67万円
2,545万円以下	62万円
2,595万円以下	48万円
2,645万円以下	32万円
2,695万円以下	16万円
2,695万円超	-

②同一生計配偶者及び扶養親族の所得要件
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額の要件が、現行の58万円以下から62万円以下に引き上げられます。
③ひとり親控除
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が、現行の58万円以下から62万円以下に引き上げられます。

④勤労学生控除

勤労学生の合計所得金額要件が、現行の85万円以下から89万円以下に引き上げられます。令和8年分の所得税から適用になります。

■住宅ローン減税

住宅ローン減税について、適用期限が令和12年12月31日までと5年間延長になります。概要については次のとおりです。

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年 ～ 令和12年	4,500万円	0.7%	13年
ZEH水準省エネ住宅		3,500万円		
省エネ基準適合住宅	令和8年 ～ 令和9年	2,000万円		

②認定住宅等である既存住宅

③買取再販住宅・既存住宅の取得・住宅の増改築

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和8年 ～ 令和12年	2,000万円	0.7%	10年

なお、年齢40歳未満で配偶者を有する者、年齢40歳以上であつても年齢40歳未満の扶養親族を有する者、年齢19歳未満の扶養親族を有する者には、借入限度額の上乗せ措置があります。また、床面積が40㎡以上50㎡未満である居住用家屋についても、住宅ローン減税の適用ができることとされます。ただし、控除期間のうち合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用されません。

■子どもNISA

NISA口座の開設可能年齢の下限が撤廃されます。年間の投資額が60万円まで、累計で600万円まで利用可能です。以前のジュニアNISAが18歳まで引き出すことができなかつたことと比較すると、子どもが12歳以上になった場合に、教育費などに充てることとなります。

■暗号資産の譲渡に分離課税が適用

暗号資産取引業を行う者に対して暗

号資産の譲渡等をした場合に、その譲渡等による譲渡所得等について、他の所得と分離して20%（所得税15%、個人住民税5%）の税率により課税されます。また、譲渡損失が生じた場合に3年以内の繰越控除が認められます。

金融商品取引法の改正法が施行された日の属する年の翌年の1月1日以後に行われる暗号資産の譲渡等について適用されます。

■私算債の分離課税適用の厳格化

同族会社の役員等が、その同族会社以外の法人が発行した社債の利子で、実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合の利子を、総合課税の対象とします。

令和8年4月1日以後に支払いを受けるべき利子から適用されます。

■ミニマムタックス課税の強化

特定の基準所得金額の課税の特例について、特例対象者が、個人でその者のその年の基準所得金額が3億3,000万円から1億6,500万円を超え、超える者に引き下げられます。さらに、税率が22.5%から30%に引き上げられます。令和9年分以後の所得税について適用されます。

■青色申告特別控除について

その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の保存等を行っていること、この要件を満たす場合、控除額が65万円から75万円に引き上げられます。

また、10万円の青色申告特別控除の対象者から、簡易な簿記の方法により記録している前々年の年収1,000万円を超える事業者が除外されます。令和9年分以後の所得税に適用されます。

■通勤のために自動車など交通用具を使用する場合の非課税限度額

通勤距離が片道65km以上の者の1月当たりの非課税限度額が次のように引き上げられます。

また、一定の要件を満たす駐車場等を利用している場合の1月当たりの非課税限度額は、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1月当たりの当該駐車場等の料金相当額（上限は5,000円）を加算した金額となります。

現行		改正案	
通勤距離の区分	非課税限度額	通勤距離の区分	非課税限度額
片道55km以上	38,700円	片道55km以上 65km未満	38,700円
		片道65km以上 75km未満	45,700円
		片道75km以上 85km未満	52,700円
		片道85km以上 95km未満	59,600円
片道95km以上	66,400円		

■食事の支給による経済的利益

食事の支給により受ける経済的利益について非課税限度額が月額3,500円から月額7,500円に引き上げられます。また、深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について非課税とされる1回の支給額が300円以下から650円以下に引き上げられます。

相続税・贈与税関係

■教育資金の一括贈与の非課税制度の廃止

1,500万円までの教育資金の一括贈与制度について、令和8年3月31日までとされている取扱いは延長せずに終了することとなります。

■事業承継税制の承継計画の提出期限の延長

個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限を2年6月延長して、令和10年9月末までとなります。また、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年6月延長して、令和9年9月末までとなります。

資産税関係

■貸付用不動産の評価

①被相続人等が課税時期前5年以内に取得した一定の貸付用不動産は、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。

②不動産の小口化商品の対象とされて

いる貸付用不動産については、その取得の時期にかかわらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。

消費税関係

■国境を越えた電子商取引

①少額免税の廃止
従来は1万円以下の貨物については、関税と消費税が免除されていましたが、通信販売の方法で海外から国内に宛てて発送される貨物については、1万円以下の譲渡について、消費税の課税対象になりました。

②物販に係るプラットフォーム課税の導入
大手通販サイトなど、指定を受けたプラットフォーム事業者を介してその対価を収受する場合は、プラットフォーム事業者が資産の譲渡等を行ったものとみなされます。

③特定少額資産販売事業者の登録制度
通信販売で、海外から国内宛に発送される一の資産の対価の額が税抜き1万円以下であるものの譲渡を行う事業者は、所轄する税務署長に特定少額資産販売事業者として登録を受けることができます。

登録事業者は、事業者免税点制度が適用されません。令和10年4月1日以後適用されます。

■インボイス制度の経過措置関係

①個人事業者向けの3割特例
個人事業者でインボイス登録により事業者免税点制度を受けられない令和9年令和10年に含まれる各課税期間について仕入税額控除の額を課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とし、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができず。

②インボイスがない場合の経過措置
インボイスがない場合でも、税額相当額の80%を税額控除できる経過措置について、令和8年10月から50%に変更される予定でしたが、次のとおり緩和されます。

期間	控除割合
令和8年10月1日から 令和10年9月30日まで	70%
令和10年10月1日から 令和12年9月30日まで	50%
令和12年10月1日から 令和13年9月30日まで	30%

③免税事業者である一業者からの多額の仕入
一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額が事業年度で1億円（現行10億円）を超える場合に、その超えた部分の課税仕入れについて、経過措置による課税仕入れを認めないこととします。令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

その他

■固定資産税

償却資産に係る免税点が150万円から180万円に引き上げられます。令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用されます。

■防衛特別所得税

防衛特別所得税が創設されます。納税義務者は所得税の納税義務者です。所得税の源泉徴収義務者は、防衛特別所得税についても徴収して納付する必要があります。防衛特別所得税額は、その年分の基準所得税額に1%の税率を乗じて計算した金額となります。防衛特別所得税の課税期間は令和9年以後の当分の間とされています。

■軽油取引税の暫定税率

軽油取引税の暫定税率については、令和8年4月1日に廃止されます。

■ふるさと納税関係

ふるさと納税の控除限度額が、個人住民税所得割額の2割と193万円のいずれか低い金額となります。令和10年度分の個人住民税について適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは...

TIS税理士法人
 税理士 飯田聡郎
 TEL 03-5363-1595
 FAX 03-5363-1544
 HP <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

源泉部会の活動紹介

荻窪法人会源泉部会は、昭和49年(1974年)9月に創設され、51年の歴史を持つ伝統のある部会です。源泉部会は、経理担当者や事務担当者中心で構成されており、適正な源泉徴収事務を行うための研修会、会員相互の親睦を図り、円滑な税務行政の確立に寄与し、企業経営の発展を目的としています。

部会長あいさつ



源泉部会長
小竹信哉

荻窪法人会源泉部会は、企業の経理・総務などの実務担当者を中心に構成されています。毎年、荻窪税務署のご協力のもと開催している年末調整研修会をはじめ、年間を通じて複数回の研修会・講習会を実施しています。これらの活動を通じて、適正な税務処理や税知識の向上に加え、社会保険制度、人事、福利厚生、コンプライアンスなど、企業活動に関わるさまざまな制度や法律について情報提供・情報共有を行っています。企業実務に役立つ知識を学びながら、地域企業同士の交流を深める場としても活動しています。皆様のご参加を心よりお待ちしております。



部会の活動内容



総会や新年会

総会は親会正副会長や荻窪税務署幹部の皆様にもお越しいただき、総会および懇親会を行っています。新年会は1月研修会(確定申告書の作り方)を実施した後、懇親会を開催しております。



野外研修会

昨年は国会議事堂見学と銀座でお寿司。一昨年は東京都写真美術館を見学し、ローリーズ・ザ・プライムリブで食事をする等、会員同士の親睦を目的とした楽しい研修会を企画しております。



労基関係研修会

新宿労働基準監督署の方を講師にお招きし、労働基準法のポイント等をテーマにお話いただきます。



年末調整研修会

年末調整のしかたや法定調書の作成と留意点について、荻窪税務署の担当官の方にご講義いただける研修会です。



12月研修会・忘年会

簡単な税金クイズを実施後、会員交流を目的とした忘年会を行っています。



社会保険労務に関する研修会

社会保険労務士の方を講師にお招きし、研修会を実施しております。

入会をお考えの皆さまへ

源泉部会に未加入の企業の皆様におかれましては、是非ともこの機会に入会していただき、年8回の研修会を貴社にてお役立ていただけますと幸甚です。皆様のご入会を心よりお待ちしております。



入会方法等は法人会事務局までお問い合わせください。

公益社団法人 荻窪法人会
〒167-0032 東京都杉並区天沼3-7-3
TEL: 03-3392-1338 ホームページ: <https://www.ogikubohojinkai.jp/>

政府広報 | デジタル庁



まだまだマイナー? マイナカード

より便利に、より手間なく。マイナンバーカードでできることがどんどん広がっています。

他にも広がる利用シーン

マイナ免許証、出産・子育て、介護、確定申告、年金、図書館カード、会員証・社員証、勤務・出退勤管理、施設利用・スマートロックなど

マイナカードの安全性

- ・マイナンバーを知られても、個人情報盗まれません
- ・ICチップには税や年金などの個人情報は記録されません
- ・紛失・盗難の場合は、24時間365日体制で一時利用停止可能

くわしくは



中小企業者向け省エネ促進税制 ～法人事業税・個人事業税の減免～

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税・個人事業税を減免しています。

中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税・個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kl以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、東京都が導入推奨機器として指定したもの* (指定された導入推奨機器は、東京都のホームページで公表しています。) *空調設備(エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機) *照明設備(LED照明器具、LED誘導灯器具) *小型ボイラー設備(小型ボイラー類) *再生可能エネルギー設備(太陽光発電システム、太陽熱利用システム)
減免額	設備の取得価額(上限2,000万円)の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、(法人)翌事業年度等、(個人)翌年度の事業税額から減免可
対象期間	(法人)令和13年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (個人)令和12年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限(申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その延長された日)までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは東京都主税局ホームページ内「環境に関する軽減制度について」をご覧ください!

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。



【お問合せ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・所管の都税事務所又は支庁の法人事業税・個人事業税担当
 - ・主税局課税部法人課税指導課 (法人事業税班) 03-5388-2963
 - ・主税局課税部課税指導課 (個人事業税班) 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
 - ・地球温暖化対策報告書制度 受付窓口 03-5388-3433
 - ・導入推奨機器 03-5990-5087

研修委員会

オンライン (Zoom) 研修会

研修委員会

オンライン研修会に50名参加 中小企業におけるAI活用を解説

研修委員会主催のオンライン (Zoom) 研修会が、令和8年2月13日 (金) に開催されました。参加者は、オンライン (Zoom) も含め50名と多くの方にご参加いただきました。

今回は、荻窪法人会会長であり株式会社AI研究所 代表取締役の柴田 豊幸 様をお迎えし「中小企業におけるAIの具体的な活用」をテーマにお話いただきました。AI研究所の立ち上げのお話からAIの具体的な使い方 (実際にAIで作成したイラストのご紹介) 等を分かりやすく、ご説明いただきました。参加した皆様は興味深く聞いていらっしゃいました。

今回開催されたオンライン (Zoom) 研修会は、法人会HP「オンラインセミナー」でご視聴いただけます。ご興味がございましたら、是非ご視聴ください。



厚生事業委員会

令和7年度 健康セミナー

厚生事業委員会

HAL体験講習会



令和8年2月18日 (水) 午後6時から厚生事業委員会主催「令和7年度 健康セミナー」がワイルド貸会議室RoomBに於いて23名の参加で開催されました。

今回のテーマは「HAL体験講習会」という事で、鈴鹿ロボケアセンター 長竹腰様とつくばロボケアセンター 長竹腰様を講師にお迎えし、研修会を行っていただきました。

装着型サイボーグHALは脳からの信号でタイムラグなく体を動かすことができ、無駄な力を使わずに、必要な所だけ使う事ができます。装着した後に体が動かし方を覚えていて、体の使い方が楽になるそうです。HALには3種類①下肢タイプ (歩行をアシスト)、②単関節タイプ (肘や膝の曲げ伸ばしをアシスト)、③腰タイプ (立ち座りなどの体幹運動をアシスト) があります。実際に参加者の方々にも体験いただき、身体の使い方が楽に感じられたというお声もあり、有意義な研修会となりました。



源泉部会

社会保険労務に関する研修会

源泉部会

「わかった!」で安心!育児休業制度の基礎から最新法改正&手続きの実務

令和8年2月26日 (木) 午後2時~源泉部会主催「社会保険労務に関する研修会」が法人会2階会議室12名、オンライン (Zoom) 9名の参加で開催されました。

講師はどんぐり社労士事務所の新井様をお迎えし、『「わかった!」で安心!育児休業制度の基礎から最新法改正&手続きの実務』についてお話いただきました。育児休業制度の基礎、妊娠・出産・育児中の経済的支援や制度等についてお話いただきましたが、提出書類が社会保険や雇用保険でそれぞれ管轄も違い、申請や提出先が異なる等、とても勉強になりました。また、妊娠報告書のサンプルや出産関係手続管理表のサンプル等もご提示いただき、大変参考になりました。



女性部会

楽しい研修会

女性部会

フラワーアレンジメント教室



令和8年2月27日(金)午後2時～女性部会主催「楽しい研修会」が法人会2階会議室において9名の参加で開催されました。

講師はフラワー工房メイフラワーの池田様をお迎えし、「フラワーアレンジメント教室」を行いました。ひな祭りも近いこと

から、桃の花、アイリス、バラやミモザ等、春らしい華やかで優しい色合いのお花をご用意いただき、実際に生けました。面白いもので、生け花はとても個性が出るな～と感心しました。先生の指示のもと同じように花を生けているのに、できあがりには皆様まるで違うという驚きを体験する事ができました。池田様のお花屋さんとしての成り立ちやお仕事内容のお話も大変興味深く伺う事ができ、とても有意義で楽しい研修会となりました。



厚生事業委員会

日帰りバス研修会

厚生事業委員会

日帰りバス研修会に78名参加 三島・富士山・いちご狩りを満喫



令和8年3月5日(木)に厚生事業委員会主催の「日帰りバス研修会」が78名の参加で開催されました。

朝8時に杉並公会堂を出発し、荻窪から東名高速まで90分かかるといふ渋滞にはまりますが、東名高速に乗ってからはスムーズに進み、海老名サービスエリアで休憩。皆様メロンパン等を買っていました。その後、時間の関係上JAへの立ち寄りにはスキップし、三嶋大社へ。三嶋大社は令和の大修理という事で、本殿は修理中でしたが、お天気にも恵まれ、境内は雰囲気も良く、空気が気持ちよく、宝物殿も見学しました。その後、うなぎ割烹御殿川でうなぎ重、お刺身、肝吸いや茶碗蒸しの豪華なお昼をいただきました。うなぎ重がとっても美味しかったです。お天気もとても良かったので終始綺麗な富士山を見ることができ、最高でした。昼食から15分後、いちご狩りへ。大きく甘いいちごはパク



パクと食べる事ができ、今年は41個しか食べられませんでした、多い方で60個食べていらっしゃいました!素晴らしい。最後に、竜宮海鮮市場でお買物を楽しみ、荻窪駅へと戻ってまいりました。皆さまと交流も深める事のできる楽しい研修会となりました。

支部・ブロック・委員会・部会からの報告

第1ブロック

第1ブロックお花見の会

第1ブロック

天候に恵まれ2年ぶりの開催実現

令和8年3月28日(土) 井草森公園に於いて「第1ブロックお花見の会」が30名の参加で開催されました。

過去2年間は雨でお弁当だけお渡しし、お花見ができていませんでしたので、今年の天気も心配しておりましたが、無事にお天気にも恵まれ、お花見をする事ができました。井草森公園の桜は五分咲き程度で、天気も良く、豪華な木曽路のお弁当をいただきながら、皆様と楽しい時間を過ごすことができました。



第3ブロック

第3ブロック・支部合同花見大会

第3ブロック

満開の桜の下で花見大会開催 春のひとときを満喫



令和8年3月29日(日) 善福寺公園に於いて「第3ブロック・支部合同花見大会」が18名の参加で開催されました。

今年は桜が満開でとても綺麗に咲き、天気も良く、半そででも気持ちよく過ごせるくらいの気温でした。綺麗な桜を見ながら楽しい一時となりました。



第4ブロック

第4ブロックお花見の会

第4ブロック 幹事 鎌田健二

雨予報を吹っ飛ばせるかな?



令和8年3月28日(土)、不安な天気予報でしたが、まさにお花見日和。桜が咲きほこっています。

参加者は60名超え。小島副ブロック長の進行でスタートしました。中川ブロック長のご挨拶に続いて、会場を提供いただいた秦幹事から乾杯のご発声。お花見の会がスタートしました。

初めてのケータリング業者さんですが、素晴らしい内容、品ぞろえ、サービスでした。特に牛ステーキは本当に美味しくて柔らかくて最高!皆様からも差入れが多く、ダンゴ、キュウリの漬物、紹興酒、コーヒー、焼酎等々。協賛金のご支援をいただいた方もいらっしゃいました。さらに、西武信金の皆様も焼鳥を焼いてくださり大人気。皆様、ありがとうございました。

話の輪が広がり、咲き誇る桜と散歩する人々が、お花見気分を盛り上げていました。

紛争や恐ろしい事件が続き、気が滅入ります。

皆様と一緒することで晴れ晴れとした気持ちになれ、来年もこんな楽しい時間を一緒したいと思っています。ありがとうございました。

従業員の退職金準備は

とく たい きょう

特退共

特定退職金共済制度



特退共の魅力

- 1 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
- 2 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
- 3 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
- 4 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
- 5 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは…

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める特定退職金共済団体として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約4,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約450億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、2025年7月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問合せは

TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL 03-3357-1641 FAX 03-3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp>

